

前橋市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(設置) <u>第1条 公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第144条の2第8項の規定に基づき、前橋市の議会の議員及び長の選挙においては、法第143条第1項第5号のポスターの掲示場(以下「掲示場」という。)を設置する。</u> (総数の減少) <u>第2条 前橋市選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、法第144条の2第9項本文の規定により算定した掲示場の総数を減ずることができる。</u></p> | <p>公職選挙法(昭和25年法律第100号。)第144条の2第8項の規定に基づき、前橋市の議会の議員及び長の選挙においては、<u>同法第143条第1項第5号のポスター掲示場を設置する。</u></p> |